

人権の約束事運動「ほっとハート北九州」デザイン等使用規程

(目的)

第1条 この規程は、人権の約束事運動「ほっとハート北九州」マスコットキャラクター「モマルくん」のデザイン及びロゴマーク（以下「デザイン等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(活用の推奨)

第2条 市長は、人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会（以下「推進協議会」という。）が人権の約束事運動の広報活動の促進に向けてデザイン等の積極的な活用を推奨することに合わせて、デザイン等のデータの提供のため適切な措置を講じるものとする。

2 前項の規定により活用を推奨するデザイン等については、推進協議会と協議のうえ、別途市長が定めるものとする。

(使用の届出)

第3条 デザイン等は誰でも使用することができる。

2 使用目的や使用方法を把握して今後の広報活動の検討等に役立てるとともに、不適切な使用を防止するため、デザイン等を使用した者は「使用届」（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用基準)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用を差し止めることができる。

- (1) 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」又は北九州市のイメージを損なうと認められるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) 特定の政治又は宗教活動を目的とすると認められるとき。
- (4) 使用申請者が暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等であると認められるとき。
- (5) 定められた形式・色彩等を正しく使用していないと認められるとき。
- (6) その他人権の約束事運動「ほっとハート北九州」の趣旨に反する等、不適切な使用であると認められるとき。

2 使用の差し止めにより使用者に損害が生じても、市長はその責を負わない。

3 使用の差し止めは、「使用差止通知書」（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用承認の申請)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の者は使用に先立って「使用承認申請書」(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会会員団体および参加登録団体等でない者

(2) 営利を目的として使用する者

2 使用を申請する者は、使用承認にあたって、団体等が前条第1項第4号に規定する団体等に該当しないことを確認するために、関係する行政機関に照会することに同意するものとする。

3 使用承認の申請があった場合は、第4条第1項の各号のいずれかに該当する場合を除き、市長はデザイン等の使用を承認するものとする。この場合において市長が必要と認めるときは、使用条件を付すことができる。

4 使用の承認は「使用承認書」(様式第4号)の交付をもって行うものとする。

5 前項に規定する「使用承認書」の交付を受けた者は、「使用届」の提出を要しないものとする。

(使用承認の取消)

第6条 市長は、デザイン等の使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザイン等の使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消は、「使用承認取消書」(様式第5号)をもって行うものとする。

(使用料)

第7条 デザイン等の使用料は無償とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、デザイン等の使用の取扱について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年3月28日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。